

決議案第2号

総合的病院誘致に関する決議

総合的病院誘致は、過去三度にわたり進出計画が断念に至っている。今回改めて平成28年10月に沼間3丁目地内の約2万平方メートルの市有地へ公募を実施し、12月には応募した2医療法人から医療法人社団葵会を決定した。

その後、本市と葵会との協議を経て、平成29年3月には神奈川県から109床が配分され、11月に覚書を締結し、同時に県への病院開設許可申請手続が実施された。

しかし、通常は手続期間が2週間程度であるが、8か月以上も過ぎた平成30年8月2日に許可された。

病院機能について、現在、公募条件となっている産科はなくなり、市民が大きな期待をした救急体制は、内科と外科の二次救急輪番制に限られ、急性期24床という軽傷や中程度を受け入れる病院機能に後退している。

更に病床数の確保について、今年度、県からの新規増床の配分は見込めず、その結果、病院機能の診療科目について、今後検討を継続することになり、内容は不確定で流動化するものと説明されている。

市長は、重症患者の救急について横須賀市と鎌倉市の広域対応に任せるとしたため、どのような病院ができるかわからない状況であり、市民からは公募当初の説明との違いについて、病院機能の後退に対し疑問の声もあがっている。

平成14年8月に、逗子市に総合的機能を有する病院の誘致を促進する条例が制定され、併せて決議案も可決された。多くの市民は逗子市内に一分一秒を争うような急病に対応できる病院を求めてきた。

しかし、当該条例制定後の長い年月の経過によって、我が国の医療制度の改革も進み、医療環境は激変している。

また、本市が抱えている深刻な財政状況は、市民サービスの大幅な後退を招き、市民犠牲を強いて、その財政再建を図る事態ともなっている。

よって、逗子市議会は市長に対し、新しい医療環境を調査し、地元医師会との信頼関係を築き、協力体制を構築すること、当該条例第2条の環境への配慮としての都市計画法の用途変更と地区計画、第3条の市民意見の反映としての診療科目や交通アクセス、第4条の財政負担の軽減としての用地の貸与等、今回の総合的病院誘致について見直し、再考するよう求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成30年9月28日

逗子市議会